

宇部工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針

令和 5 年 8 月 8 日 制 定

令和 7 年 2 月 2 6 日 一部改正

1. 課外活動の基本的な考え

- (1) 課外活動は、学生同士や学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学生自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、学生の多様な学びの場として有意義であるとともに、本校の教育理念である「温かい人間性と豊かな国際性を備え、創造的目標に対して常に向上心をもって、果敢に粘り強く努力を傾注できる人材を育成する。」を目指す上でも極めて効果的な活動であると考え、本校では、教育活動の一環として課外活動を援助し指導する。
- (2) 課外活動の実施にあたっては、学生の自主的、自発的参加となるように、学生が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、学生のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

2. 適正な部等の設置及び顧問の配置

学生や教員の数、指導内容の充実、学生の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に課外活動を実施できるよう、適正な数の部を設置し、クラブ指導教員及び課外活動指導員等を配置する。

3. 課外活動の年間計画等の策定

- (1) クラブ指導教員は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動計画及び活動実績報告を確認するなどにより、各部等の活動が適切に行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。

4. 活動時間及び休養日の設定

- (1) 学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。
- (2) 1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、第 1 項を遵守し、かつ学生主事の許可を得た場合、週 15 時間以内の活動時間であれば、平日の活動時間の延長を認める。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動をできるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 原則として、定期試験の 1 週間前から全ての試験終了までは課外活動は行わない。ただし、大会参加等、事前に学生主事に許可を得た場合は、必要最小限の活動のみ許可する。

5. 課外活動の運営

課外活動の実施にあたっては、学生の心身の健康管理、集団・個人の希望や能力に応じた適切な指導、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶に徹する。